
佐賀産業保健総合支援センター「かささぎ」メール・マガジン

平成 26 年（2014）6 月 増刊号（事務所移転＋耳寄り情報＋編集後記）

！事務所移転のお知らせ！

当センター事務所は、平成 26 年 6 月 21 日(土) に佐賀中央第一生命ビル 10 階から 4 階へ移転しました。

同ビル内での移転で、電話、FAX 番号、メールアドレス等の変更はありません。

1.5 倍広くなり、相談スペースもいい感じです。ご来所をお待ちしてます。

新住所：佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビル 4F （変更は階数のみです）

！耳寄り情報！

先日、**全国安全週間説明会**が佐賀県下 6 か所で開催されました。



当センターも説明会に参加し、耳寄り情報を紹介しましたので、ご披露いたします！！

←当センター副所長満田も説明会に参加しました！

（事務所移転作業中のため、段ボールに埋もれております）

① 地域産業保健センターでの好事例

地域産業保健センター（以下、地産保センター）をご活用いただいて、たいへん役だったとのお声をいただいた例を紹介します。

＜A 事業場での出来事＞

A 事業場で健康診断を実施したところ、B さんに「就業不可」判定が出た。A 事業場は何度も B さんに病院に行くよう説得したが、B さんは大したことはないと自己判断をして、病院に行こうとはしなかった。

↓そこで…！！

地産保センターを利用

産業医による本人への面接指導を実施

↓結果…

B さんは産業医からの説得により、治療を開始。ペースメーカーをつけることにな

りましたが、就業できるようになりました。

そのまま放置していたら、取り返しのつかないことになっていたかもしれません。
専門家の話だと耳を傾けることもあります。産業医を有効活用してみてください。

②地産保センターのお得な？使い方

地産保センターは労働者数 50 人未満の小規模事業場が対象ですが、さらにその利用は年 2 回までという制限※があります。この制限を知って地産保センターをお得に？お使いの事業場もあります。

※現時点の運用ですので都度都度ご確認ください。

<C 事業場の利用方法>

「今月は有所見者の就業判定を、来月は長時間労働者の面接指導をお願いします。」
この利用方法では、2 回とカウントされます。

<D 事業場の利用方法>

「有所見者数の就業判定と長時間労働者の面接指導を一緒をお願いします。」
同時に全部やれば、1 回とカウントされ、年度内にもう 1 回利用できます。

③メンタルヘルス対策促進員の上手な利用例

メンタルヘルス対策促進員がいるのは知っているけれど、何を頼めばいいのかわからない時は、このような使い方もあります！

<担当者 E さんの場合>

メンタルヘルスの対応方法を勉強したけれど、実際に対応するとなると、この対応でいいのか不安…、

↓そこで！！

産業保健総合支援センターに電話。促進員（産業カウンセラー等）に来てもらいアドバイスをもらう。

促進員と E さんの考えは同じだったけれど、プロからお墨付きをもらったので、自信を持って対応できるようになりました。E さんの精神的負担も軽減されました。

④産業保健研修会の賢い使い方

当センターで開催している産業保健研修会には大きく分けて 4 種類あります。

- 1) 健康管理研修会
- 2) 作業環境管理研修会

- 3) メンタルヘルス研修会
- 4) 労働衛生管理体制研修会

社員研修・教育に利用可。今年度から修了証も発行してありますので、事業場として受講状況の確認もしやすくなっております。

また、入社前の内定者等に受講をあっせんすれば、自己研鑽にもご活用いただけます。(※強制すると、雇用とみなされ、一定の賃金支払いを要す場合があります。)

⑤おまけ1 熱中症と蜂刺され

暑さも一段と増す今日この頃、熱中症の予防が叫ばれていますが、熱中症が発生するこの時期と同時期に蜂刺されによる被害も発生していることはご存知ですか？

蜂刺され(アレルギー症状をアナフィラキシーショックと言います。)と熱中症は初期症状がとても似ています。思い違いにより処置遅れとなり、死亡事故に至ってしまうケースもあります。

蜂刺され(アナフィラキシーショック)症状が出たら、すぐに119番(救急要)!!一刻を争います。

林業・木材製造業労働災害防止協会のHPに詳細が掲載されています。

「蜂刺され対策用の自己注射器(エピペン)」情報も載っています。

↓↓↓

http://www.rinsaibou.or.jp/cont02/02_frm_c.html?items10/0210_idx.html

⑥おまけ2 熱中症と事務所衛生基準則

真夏に向けてどのように暑さ対策していこうかと悩まれる事業場も多いと思いますが、実はこのような法律があるのをご存知ですか？

「事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下及び相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならない。」

(事務所衛生基準規則 第5条第3項; 根拠法労働安全衛生法第23条)

省エネが叫ばれる昨今、事務所内でも汗だくになりながら仕事しています…という方も多いかもしれませんが、身体に支障を来たような過度な省エネは考え物です。

法律にも定められているとおり、快適な職場環境を作りながらも、楽しみながら省エネ対策を進めていきたいですね。

⑦おまけ3 病院探し

体調不良者が出たけれど、どこの病院に連れて行くべきかわからない…。そんなと

メルマガ変更・配信中止のご通知は「メールアドレス変更」または「配信中止」と件名にご記載の上、

こちらまで sanpo41@mtg.biglobe.ne.jp

【記入例】

件名：メールアドレス変更希望

旧アドレス[]

新アドレス[]